

美術品補償制度の自己負担額の引下げに当たっての論点（案）

（制度適用の要件・基準）

- 現在の美術品補償制度では、①補償契約に係る展覧会の主催者が、当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会主催実績を有すること等の要件や、②開催施設に適切な温湿度等維持設備や防火・防犯設備があること等の要件、③温湿度等の記録の作成・保管や展示に関する業務マニュアルの作成等、対象美術品の取扱いに関する基準の遵守義務を課している。

50億円を引き下げた場合、こうした要件や基準を満たさない展覧会主催者による申請がなされる可能性があるが、50億円を引き下げた場合の展覧会主催者や開催施設の要件、対象美術品の取扱いに関する基準について、どのように考えるか。

（モラルハザード）

- 通常損害の自己負担額50億円を引き下げる場合、現在の制度適用の要件や基準を満たさない展覧会主催者による申請がなされる可能性があるが、現在より少ない損害額でも国が補償することに展覧会主催者が安心し、「展覧会主催者において、美術品の取扱いにモラルハザードが起きるのではないか」との指摘を財政当局より受けている。このような指摘に対し、どのような対応策が考えられるか。

（審査の厳格化）

- 50億円を引き下げる場合、現在よりも国が損害を補償するリスクが高まることになるが、高まるリスクを回避する観点から、審査をより厳格に行う必要性についてどのように考えるか。仮に、審査を厳格に行う場合、中小規模の美術館・博物館にとってますます活用しづらい制度になると想定されるが、どのように考えるか。（財政当局より、引下げを行うのであれば審査をより厳格に行うべきとの指摘）

あわせて、現在でも多いとの要望を受けている申請書類の在り方についてどのように考えるか。

（補償料の納付）

- 現在の美術品補償制度では、申請者から補償料を納付させることなく、制度を適用しているが、50億円の引下げにより国が損害を補償するリスクが高まれば、リスクの高まりに応じて補償料を納付させるべきであるという議論が起る可能性があるが、このような議論に対し、どのような対応策が考えられるか。（財政当局より、現在の制度においても、なぜ補償料を納付させないのかとの指摘）

(制度による支援の目的・意義)

- 現在の美術品補償制度は、美術品評価額の上昇や、テロ・自然災害等による保険料率の上昇により展覧会の展示美術品の保険料が高騰し、大規模展覧会の規模縮小や開催の断念といった事態が生じていることを背景として、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援することを目的に創設されたが、50億円を引き下げる場合、本制度による支援の目的をどのように考えるか。

- 現在、年間の補償契約締結限度額については、当該年度に制度の適用を申請する見込みのある展覧会の展示美術品の総評価額を積算しているが、実績としては年間の補償契約締結限度額の2割～6割程度の契約金額にとどまっており、「制度を適用しなくても展覧会が開催できるのではないか」との指摘を財政当局より受けている。
50億円を引き下げる場合、例えば、現在大規模展覧会を開催できる展覧会主催者が中小規模の展覧会を開催する際に、制度の適用を申請しなくても保険料を賄える等の理由から制度の適用を申請しないことも考えられ、「制度を適用しなくても展覧会が開催できる」事例がより多くなることも想定される。その際の本制度による支援の意義について、どのように考えるか。